

令和 6 年 7 月 29 日

報道関係者 各位

市川市消防局長
角田 誠司

職員の処分について

地方公務員法に基づき、下記のとおり職員の処分を行いましたので報告します。

記

1. 酒気帯び運転車両への同乗について

(1) 処分の理由

被処分者は、令和 6 年 3 月 7 日、運転手が飲酒している事実を知らずながら同運転手が運転する乗用車に同乗し、同乗用車が公道上で他の車両と接触する事故を起こした。その後、同職員は、同運転手とともに道路交通法違反の疑いで逮捕され、刑事処分としては不起訴処分となったものの、2 年間の運転免許取消しの行政処分を受けた。

(2) 被処分者

消防局 主事 (20 歳代)

(3) 処分内容

停職 1 月

(4) 処分年月日

令和 6 年 7 月 29 日

(5) 処分の根拠法令

地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号

2. 市のコメント

全体の奉仕者であり市民の安全を守る消防職員が、このような事案を起こしたことは誠に遺憾であり、深くお詫び申し上げます。

今後は、このようなことが起こらないよう服務規律の遵守を徹底し、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

【本件に関する問い合わせ先】

消防局 消防総務課長 藤井 克行

047-333-2143 (直通)